

平成23年5月17日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 秋田県県税条例の一部を改正する条例（32・税務課）…………… 2
- 秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（33・高校教育課）…………… 2
- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（34・議員提出）…………… 3

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第32号）

1 個人県民税

- (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度分の個人の県民税の雑損控除額の控除の特例を適用することができるものとした。（附則第27条関係）
- (2) 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるものとした。（附則第28条関係）

2 個人事業税

事業を行う個人で被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による損失金額及び平成23年において生じた損失金額のうち一定のものの繰越期間を3年から5年に延長することとした。（附則第29条関係）

3 軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止することとした。（附則第30条関係）

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は、平成24年1月1日から施行することとした。

◇秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第33号）

- 1 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、授業料、入学金、入学検定料、通信制受講料及び聴講料を減免することができることとした。（第8条の3関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第34号）

- 1 この条例の施行の日から平成24年5月31日までの期間に係る議員報酬月額について、100分の5に相当する額を減ずる特例措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

職 名	減額前の議員報酬月額	減額後の議員報酬月額
議 長	910,000円	864,500円
副 議 長	810,000円	769,500円
議 員	780,000円	741,000円

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 三 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

平成二十三年五月十七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県条例第三十二号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例)

第二十七条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四十二条第一項に規定する特例損失金額については、平成二十二年において生じた法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額として、第三十四条の規定を適用することができる。この場合において、同条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度分の個人の県民税に関する規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成二十三年度分の第三十七条の四の規定による申告書(その提出期限後において個人の県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の第三項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第二十八条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、附則第四条の二第二項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、附則第四条の二の二第二項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

(東日本大震災に係る個人の事業税の課税標準の特例)

第二十九条 法附則第五十条第一項から第三項までの規定の適用がある場合における第五十五条第四項の規定の適用については、同項中「第七十二条の四十九の八から第七十二条の四十九の十まで」とあるのは、「附則第五十条の規定により読み替えられた法第七十二条の四十九の八又は法第七十二条の四十九の九若しくは第七十二条の四十九の十」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第五十七条第二項の規定の適用については、同項中「第七十二条の四十九の八第六項、第七項又は第十項」とあるのは、「附則第五十条の規定により読み替えられた法第七十二条の四十九の八第六項若しくは第七項又は法第七十二条の四十九の八第十項」とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第三十条 附則第十八条の十の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に四条を加える改正規定(附則第二十八条に係る部分に限る。)は、平成二十四年一月一日から施行する。

秋田県条例第三十三号

秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校授業料等徴収条例(昭和二十四年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「聴講料」の下に「(以下「授業料等」という。)」を加える。

第二条中「授業料、入学金、入学検定料、通信制受講料及び聴講料」を「授業料等」に改める。

第六条の二を削る。

第八条の二の次に次の一条を加える。

第八条の三 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、授業料等を減免することができる。

第九条中「授業料、入学金、入学検定料、通信制受講料及び聴講料」を「授業料等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 教育委員会は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により県内に住所を移転した者であつて平成二十三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に入学又は転学の出願をしたものの入学金及び入学検定料を減免することができる。

秋田県条例第三十四号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

- 3 県議会議員の議員報酬月額、県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年秋田県条例第三十四号）の施行の日から平成二十四年五月三十一日までの間に係るものに限る。第一条第一項又は第三条の三第二項本文の規定にかかわらず、第一条第一項の表に定める議員報酬月額又は第三条の三第一項本文の規定による議員報酬月額から、当該議員報酬月額に百分の五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める議員報酬月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号